

## 宇都宮市サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下、「法」という。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等については、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下、「共同省令」という。）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度の実施に関し必要な事項を定めることにより登録事務を円滑に行うことで高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事前協議)

第3条 法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、法第6条第1項に規定する登録の申請（以下、「登録の申請」という。）の前に、あらかじめ事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議書（事前協議様式第1号）に、第4条第2項から第4項に定める登録の申請に係る書類の案一式を添付したものを提出して行うものとする。

3 前項の書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

4 市長は、第2項の事前協議書が提出されたときは、第6条に定める登録の実施に係る審査に準じて審査を行うものとする。

5 前項の審査の結果は、事前協議様式第2号により通知するものとする。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請は、前条の事前協議の後、かつ建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証（以下、「確認済証」という。）の交付を受けた後（同項の建築確認申請が不要な場合を除く。）に行うものとする。

2 前項の申請は、共同省令第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書により行うものとする。

3 前項の申請書に添付するものとして、共同省令第7条に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共同省令第7条第2号に定める書類は、様式第1号の加齢対応構造等のチェックリストとし、加齢対応構造等の状況を表示した図面を添付するものとする。
- (2) 共同省令第7条第3号に定める書類は、住宅の賃貸借契約書及び高齢者生活支援サービスに係る契約書又は賃貸借契約書及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっている契約書とする。

4 第2項の申請書には、共同省令第7条に定める書類及び次の各号に掲げる図書（以下、「添付図書」という。）を添付しなければならない。

- (1) 各住戸及び共同利用部分等の床面積が算出できる求積図または平面詳細図（ただし、共同省令第7条第1号の各階平面図により床面積算出が行える場合は不要。）
- (2) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（様式第2号）
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（様式第3号）
- (4) 共同省令第11条第4項に定める装置を設置する場合にあつては、その概要を示す書面
- (5) 確認済証の写し（建築確認申請が不要な場合を除く。）
- (6) 法第7条第1項第5号のサービスを提供する者が、共同省令第11条第1項に掲げる資格を満たすことを確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

5 第2項の申請書及び第4項の添付図書の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

6 登録申請者は、宇都宮市手数料条例（昭和37年条例第12号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

7 第1項から第6項までの規定は、法第5条第2項の更新の申請において準用する。  
（登録の基準等）

第5条 登録の基準は、法第7条第1項のとおりとする。

2 共同省令第8条及び第9条に規定する、面積基準並びに構造及び設備の基準が緩和される場合については、別に定める基準によるものとする。

（登録の実施）

第6条 市長は、第4条の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項を審査するものと

する。

(1) 提出書類及びその記載内容に不備がないこと

(2) 提出書類に記載された内容が、前条に規定する登録の基準等に適合していること

2 前項の審査の結果、登録基準に適合すると認められるときは、法第8条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、サービス付き高齢者向け住宅事業登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録するものとする。

3 市長は、第2項の登録をしたときは、法第7条第3項の規定により、様式第4号の1に申請書副本を添付して、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に登録された旨を通知するものとする。

4 市長は、法第5条第3項の登録の更新をしたときは、法第7条第3項の規定により、様式第4号の2に申請書副本を添付して、登録事業者に登録された旨を通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 登録申請者は、登録前に申請を取り下げる場合においては、様式第5号によりその旨を届け出るものとする。

（申請の補正等）

第8条 市長は、第4条の申請が第5条の登録の基準等に適合していると認められないときは、当該申請者に補正を求めるものとし、補正がなされない場合又は登録基準に適合しないと認めるときは、法第7条第4項の規定により、様式第6号によって当該登録申請者に通知するものとする。

（登録の拒否の通知）

第9条 市長は、法第8条第1項の規定により登録を拒否したときは、同条第2項に基づき、様式第7号により当該登録申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第10条 登録事業者は、当該登録事項等に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出るものとする。

2 前項の提出部数は、第4条第5項に準ずる。

3 第1項に基づき届出のあった変更の登録及び登録完了の通知は、第6条第2項及び第4項に準じて行うものとする。

（登録簿の閲覧）

第11条 登録簿を閲覧しようとする者は、宇都宮市サービス付き高齢者向け住宅事業登

録簿の閲覧に関する規則（平成23年規則第34号。以下、「閲覧規則」という。）に基づき閲覧することができる。

2 閲覧規則第3条第4項に規定する閲覧簿は、様式第8号によるものとする。

（地位の承継）

第12条 法第11条第3項の届出は、様式第9号によるものとする。

2 前項の届出については、第10条各項の規定を準用する。

（廃業等の届出）

第13条 法第12条第1項の届出は、様式第10号によるものとする。

（破産手続開始決定の届出）

第14条 法第12条第2項の届出は、様式第11号によるものとする。

（登録の抹消）

第15条 法第13条第1項の申請は、様式第12号によるものとする。

2 前項の申請に基づき登録を抹消したときは、様式第13号により当該申請者に通知するものとする。

（契約締結前の書面の交付）

第16条 法第17条に定める契約締結前の書面は、様式第14号によるものとする。

（報告）

第17条 法第24条第1項の規定により登録事業者又は管理等受託者に求める報告は、次の各号によるものとする。

(1) 毎年3月末日現在における登録事業の状況について、当該年の5月末日までに、様式第15号により市長に報告するものとする。

(2) 登録住宅において、入居者の生命・財産等が脅かされる事故があったときは、速やかに、市長に報告をするものとする。また、当該事故が収束したときは、遅滞なく、様式第16号により市長に報告するものとする。

2 登録事業者又は管理等受託者は、前項のほかその他業務に関し必要な報告を求められたときは、7日以内に、様式第17号により市長に報告するものとする。

（検査）

第18条 前条第1項第1号の報告を受理したときは、原則、次の各号のとおり法第24条第1項の規定による検査を行うものとする。

(1) 省令第8条から第10条に関する事項については、登録事業が開始される前までに

行う。

(2) 省令第11条その他高齢者生活支援サービスの提供に関する事項については、登録事業の開始後概ね6月が経過する前までに行う。

(3) 登録事業年度より、3年毎に行う。

(4) その他、必要に応じて、法第24条第1項の規定により検査を行う。

2 前項に定めるもののほか、検査の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

3 法第24条第3項の規定による身分を証する証明書は、宇都宮市職員証とする。

(指示)

第19条 市長は、登録された登録事項が事実と異なるときは、法第25条の規定により通知するものとする。

2 登録事業者は、前項により指示された場合、訂正又は是正した内容がわかる書類を添えて、7日以内に、正副2部を市長に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第20条 法第26条第3項の通知は、様式第18号によるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、平成23年10月20日から適用する。  
ただし、施行日以前に受付済みの申請には、第3条の事前協議を適用しない。

制定文（平成24年2月1日告示第55-2号）

平成24年2月1日から適用する。

改正文（平成27年4月1日告示第149号）

平成27年4月1日から適用する。

改正文（平成29年2月1日告示第40-2号）

平成29年2月1日から適用する。

改正文

令和3年4月1日から適用する。

改正文

令和3年7月1日から適用する。

改正文

令和4年4月1日から適用する。